

東生野愛育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 成光苑
所 在 地	大阪府摂津市千里丘3丁目16-7
電 話 番 号	06-6330-3776
代表者氏名	理事長 高岡 國士

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	東生野愛育園
施 設 の 所 在 地	大阪市生野区新今里7丁目15-6
連 絡 先	電話番号 : 06-6751-3940 F A X : 06-6751-3943
施 設 長	園長 平 能子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 6人 1歳児 13人 2歳児 20人 3歳児 25人 4歳児 30人 5歳児 30人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 74人 満1歳以上満3歳未満の児童 30人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	平成29年4月1日(大阪市より移管)
事 業 所 番 号	2710051000596

3 施設の目的・運営方針

東生野愛育園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「児童」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2)当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3)当園は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		1028.09㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建
	延べ面積	458.95㎡
園庭		地上園庭 290.75㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	6室	もも組（0歳児クラス）、ちゅうりっぷ組（1歳児クラス）、たんぼぼ組（2歳児クラス）、うさぎ組（3歳児クラス）、きりん組（4歳児クラス）、ぞう組（5歳児クラス）について各1室
調理室	1室	
事務所	1室	
調乳室	1室	
便所	2カ所	
屋外プール	1カ所	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告知第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記9に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 地域交流活動

当園の園庭で遊んだり在園児との交流もあります。

(3) 子育て相談事業

子育てに関する悩みなど電話で受け付けています。

《 受付：月曜日～金曜日 9時00分から17時00分 》

6 特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

7 職員の職種、職員数及び職務の内容（栄養士については調理員の内数）

令和7年1月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務を司り、所属職員を監督	1	1	0	
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を補佐、児童の保育等を司る	1	1	0	
保育士	児童の保育等を司る	19	10	6	
栄養士	児童の発達段階に応じ、献立を作成し、給食及びおやつを調理する	3	2	1	調理員兼務
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する		常勤換算 2名		
子育て支援員	児童の保育等の補佐をする	0	0	0	
保育補助者	保育に係る周辺業務を司る	0	0	0	
嘱託医	年に2回の内科健診及び相談、 年に1回の歯科健診及び相談	2	0	2	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7時30分～19時30分）のうち、8時間00分
主任保育士	正規の勤務時間帯（7時30分～19時30分）のうち、8時間00分
保育士	正規の勤務時間帯（7時30分～19時30分）のうち、8時間00分
栄養士	正規の勤務時間帯（7時30分～19時30分）のうち、8時間00分
調理員	正規の勤務時間帯（7時30分～19時30分）のうち、8時間00分

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

8 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

※上記以外にも、天候や地震等の天災、感染症のまん延防止、職員体制が整わない場合等の事由により、子どもの安全の確保ができないときには臨時休園となる場合があります。

9 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時00分から16時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時00分まで又は16時00分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

10 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

当園において、調理を行います。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル 有

※ 食物アレルギー等による配慮食の提供については、医師が記載する「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」が必要となります。

(4) 栄養士の配置状況 (再掲)

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
児童の栄養指導及び管理	3	2	1	

11 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料相当額の施設使用料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料相当額を施設使用料としてお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
上記(1)に掲げる保育料相当額の施設使用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。ただし、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第13条第4項の規定により免除される費用については、この限りではありません。
お支払方法については、別途お知らせします。
- (3) 実費徴収に係る補足給付事業
生活保護世帯に対して、上記(2)に係る費用のうち教材費、被服費等について月額2,500円を上限に申請により助成されます。

12 利用の開始に関する事項

区役所の利用調整に基づき、当園に利用の要請をされた児童の保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始いたします。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 児童が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科

医療機関の名称	深江こどもクリニック
医 院 長 名	中村美奈子
所 在 地	大阪市東成区大今里南5-1-10 2階
電 話 番 号	06-6224-3455

- (2) 歯科

医療機関の名称	小川歯科医院
医 院 長 名	小川恭史
所 在 地	大阪市生野区小路3-1-7
電 話 番 号	06-6756-7310

15 緊急時の対応

入園している児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、別途提出していただく緊急時連絡票に記載されている緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

なお、保護者と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を優先させ、嘱託医または子どもの主治医に相談する等の措置を講じる等、当園の判断により、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書や防災マニュアル等により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

当園では、子どもの人権擁護、児童虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対する虐待防止研修の実施
- (2) 虐待防止マニュアル及び不適切保育防止・対応マニュアルの作成及び運用
- (3) 関係機関との連携体制の構築

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 大林 麗
	・ご利用時間 9時00分 ～ 17時00分
第三者委員	・電話番号 06-6751-3940
	・FAX 06-6751-3943
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
	中谷 久夫
	春本 繁子

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る意見箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	大阪府社会福祉協議会 社会福祉施設・事業者総合保障制度
保険の内容	保育施設賠償責任保障制度、保育施設事故見舞金制度 身体賠償：1名につき2億円 1事故につき6億円 財物賠償：1事故につき1億円

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付 詳しくは『独立行政法人日本スポーツ振興センター 「災害共済給付制度」のお知らせ』をお読みください

20 児童の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	6人	6人	6人
1歳児	12人	12人	12人
2歳児	16人	18人	15人
3歳児	25人	25人	24人
4歳児	25人	27人	23人
5歳児	29人	28人	26人
合計	113人	116人	106人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和5年度受審	良好
自己評価の実施状況	毎年度実施	保育の質の向上に繋げている

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨 公表・公示案件はありません。

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は ご遠慮ください。
送迎	当園への自動車での通園は原則認められません。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費	3・4・5歳児の主食及び副食の提供に係る実費負担 うち主食費 うち副食費	月額 6,600円 月額 1,200円 月額 5,400円
行事費	園外保育に係る実費負担	随時 (1,000～4,600円程度)
被服費	帽子等個人持ちの物品に係る実費負担	入園時 (2,500～8,400円程度)
教材費	個人負担の教材等に係る実費負担 (クラスによって金額は異なる)	入園時 (630～9,780円程度)
紙おむつ代	0・1・2歳児対象に紙おむつ・おしりふきの使い放題の実費負担	月額 2,480円
アルバム代	5歳児卒園アルバム代に係る実費負担 (手作りアルバムのため、個人写真代と材料費含む)	卒園時 (3,500円程度)

2 時間外保育に係る利用者負担

(1) 保育標準時間認定児童の利用分

	所得区分		1時間まで
	月額制	市民税課税世帯	
市民税 非課税世帯		その他世帯	1,000円/月
		母子世帯等	0円/月
生活保護世帯		0円/月	
日額制	-		300円/日

※母子世帯等とは母子世帯、在宅障がい児（者）世帯

(2) 保育短時間認定児童の利用分

	所得区分		1時間まで	2時間まで	2時間超
	月額制	市民税課税世帯		2,900円/月	5,900円/月
市民税 非課税世帯		その他世帯	1,000円/月	2,000円/月	2,300円/月
		母子世帯等	0円/月	0円/月	0円/月
生活保護世帯		0円/月	0円/月	0円/月	
日額制	-		300円/日	600円/日	700円/日

※母子世帯等とは母子世帯、在宅障がい児（者）世帯

なお、保育短時間認定児童にかかる利用時間は、保育短時間の開始前（8時00分まで）と、保育短時間の終了後（16時00分以降）の時間を通算して計算します。